

とうひよう けんり た せいがん あん  
【投票したら 10,000 円をもらえる権利とその他】の請願 (案5)

いま せんきよ こくみん ため つか じっしつ ぜいきん とくべつ りっこうほしや  
今の選挙では、国民の為に使うべき実質の税金が、特別な立候補者に  
たくさんつか こと ゆる うえ かいぎちゆう いねむ してき さぎよう  
だけ沢山使う事が許され、その上、会議中の居眠りや、私的な作業  
(ゲーム・通販) をする議員でも、堂々と高額な報酬をもらい続け  
てます。しかし、一方の一般有権者においては、誰を選ぶかの調査や、  
とうひよう せんきよかつどうひ すべ じ こふたん よう  
投票する、などの選挙活動費など、全てが自己負担です。この様な  
せんきよせいど ぎいんじったい いちじ ばんじ つう おお  
選挙制度と議員実態こそが【一事が万事】に通じており、『多くの  
しみんせいかつ こうじよう こと おお げんいん おも  
市民生活が向上しない事』の大きな原因である、としか思えません。  
じゅうらい せんきよようぜいしやう いちぶはいじよ いっぱんゆうけんしゃ わず  
そこで、従来の選挙用税使用の一部排除と、一般有権者への僅かな  
ゆうぐう すこ むじゆん ぜせい ひつよう あ ほんせいがん  
優遇で、少しでも矛盾を是正する必要があります。また、本請願が  
とお せいとう とうひよう ふ か ばあい え わたしたち きけん  
通らず『正当な投票が不可』な場合、やむを得ず私達は(棄権では  
な とうひようきよひ ため か きじこう せいがん  
無い)『投票拒否』をするしかない為、まずは下記事項を請願します。

せいがんじこう  
《請願事項》

- 1 : 『投票した有権者は選挙の為に働いた事への手当として、最低、  
10,000 円を請求できる』といった新しい法律を作ってください。  
この選挙活動費は、本来、当たり前なのに支給されなかっただけ  
なので、この手当を受取る権利を得たなら、有権者は希望を持って  
しんけん りっこうほしやえら きけん へ  
真剣に立候補者選びをしたり棄権も減るはずです。そうすれば真の  
せいじか あたい せいじつ ぎいん ふ かくりつ たか  
政治家に値する、誠実な議員を増やせる確率が高くなるからです。
- 2 : 新しい法律を作って、議員報酬は大幅削減した額にして下さい。  
これは、最低でも、【高額報酬目当ての立候補】を無くす為です。

NO	住 所	氏 名
1		
2		
3		